

新潟県立生涯学習推進センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県立生涯学習推進センター規則の一部を改正する規則

新潟県立生涯学習推進センター規則（平成4年新潟県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(開所時間)</p> <p>第2条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日、<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び12月28日は、午後5時までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>12月29日から翌年1月4日まで</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(視聴覚機材及び教材の範囲)</p> <p>第11条 条例第2条第6号に規定する視聴覚教育に関する機材及び教材（以下「機材等」という。）とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 機材 16ミリ映写機、<u>プロジェクター、スクリーン、オーバーヘッドカメラ、録音・録画機</u>等</p> <p>(2) 教材 16ミリ映画フィルム、<u>DVDソフト、録音・録画テープ</u>等</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 付属装置 <u>オーバーヘッドカメラ プロジェクター ビデオデッキ DVDデッキ 音響設備</u></p> <p>別記 様式第1号（第6条関係） 新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可申請書 (略) (略)</p>	<p>(開所時間)</p> <p>第2条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）は、午後5時までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第3条 センターの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>12月28日から翌年1月4日まで</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(視聴覚機材及び教材の範囲)</p> <p>第11条 条例第2条第6号に規定する視聴覚教育に関する機材及び教材（以下「機材等」という。）とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 機材 16ミリ映写機、<u>スライド映写機、オーバーヘッドプロジェクター、録音・録画機</u>等</p> <p>(2) 教材 16ミリ映画フィルム、<u>スライド、録音・録画テープ</u>等</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 付属装置 <u>オーバーヘッドカメラ スライド映写機 ビデオプロジェクター マイク オーバーヘッドプロジェクター</u></p> <p>別記 様式第1号（第6条関係） 新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可申請書 (略) (略)</p>

付属装置	ホール	機器操作担当者（ ） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドカメラ <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDデッキ <input type="checkbox"/> 音響設備
	研修室	機器操作担当者（ ） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドカメラ <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDデッキ <input type="checkbox"/> 音響設備
(略)		
摘 要	1 <input type="checkbox"/> 印のある欄は、該当する <input type="checkbox"/> の中にレ印をつけてください。	
	2 「使用の日時」欄には、準備、後片づけ等の時間も含めて記入してください。	
	使用できる時間	午前9時30分～午後7時（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月28日は、午後5時まで）

(略)

様式第2号（第6条の2関係）

(略)

新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可書
(略)

(略)		
付属装置	ホール	機器操作担当者（ ） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドカメラ <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDデッキ <input type="checkbox"/> 音響設備
	研修室	機器操作担当者（ ） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドカメラ

付属装置	ホール	機器操作担当者（ ） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドカメラ <input type="checkbox"/> スライド映写機 <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター（ビデオ用・パソコン用） <input type="checkbox"/> マイク（ <input type="checkbox"/> 本） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドプロジェクター
	研修室	機器操作担当者（ ） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドカメラ <input type="checkbox"/> スライド映写機 <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター（ビデオ用・パソコン用） <input type="checkbox"/> マイク（ <input type="checkbox"/> 本） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドプロジェクター
(略)		
摘 要	1 <input type="checkbox"/> 印のある欄は、該当する <input type="checkbox"/> の中にレ印をつけてください。	
	2 「使用の日時」欄には、準備、後片づけ等の時間も含めて記入してください。	
	使用できる時間	午前9時30分～午後7時（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は午後5時まで）

(略)

様式第2号（第6条の2関係）

(略)

新潟県立生涯学習推進センター施設等使用許可書
(略)

(略)		
付属装置	ホール	機器操作担当者（ ） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドカメラ <input type="checkbox"/> スライド映写機 <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター（ビデオ用・パソコン用） <input type="checkbox"/> マイク（ <input type="checkbox"/> 本） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドプロジェクター
	研修室	機器操作担当者（ ） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドカメラ

	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDデッキ <input type="checkbox"/> 音響設備		<input type="checkbox"/> スライド映写機 <input type="checkbox"/> ビデオプロジェクター（ビデオ用・パソコン用） <input type="checkbox"/> マイク（ 本） <input type="checkbox"/> オーバーヘッドプロジェクター — —
(略)		(略)	

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。